

議案第 6 2 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第73号を次のように改める。

(73) 削除

付 則

この条例は、公布の日から施行する。